

学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉医療福祉社会看護専門学校学則（以下「学則」という）第23条、20条に基づき、単位の認定・卒業の認定について必要な事項を定める。

(学習の評価と単位認定)

第2条 学習の評価は、学則第21条に定める科目について、試験・学習の成績等によって行う。

2 成績は100点満点としてA・B・C・Dとし判断基準は下記のとおりとする。

評 価	合 格			不 合 格
	A	B	C	D
評 点 (100点満点中)	100～80	79～70	69～60	59～0

3 校長は、履修した科目について、前項の結果を総合して、評価がC以上の合格者に対し当該科目の単位を認定する。

4 単位取得できなかった科目については、指定された期限までに履修願を提出し、次年度に履修し修得する。講義の3分の2以上の再履修を必要とする。

5 学生が3年間で卒業に必要な単位が修得できない場合、在学が許可されている期間中にすべての単位を修得すればよい。

6 授業科目（講義・臨地実習）成績評価における「客観的な指標の算出方法」は、点数（100点）を換算した上で取得した点数の平均値を算出し、順位を決定する。

学年毎に前期・後期・年間総合成績および卒業時に総合成績として算出する。

(学科試験)

第3条 試験には定期試験、終講試験、追試験、再試験があり、次の各号に該当するものが受験できる。

(1) 当該科目の出席時間数が規定時間数の3分の2以上であること。

(2) 当該期の授業料を納入していること。

(3) 試験実施時に懲戒処分を受けていないこと。

(試験の方法)

第4条 試験の方法は筆記、口述、レポート、実技、その他の方法で行う。これらを併用することがある。

(定期試験・終講試験)

第5条 定期試験は所定の授業科目について前期末、または年度末に行う。

(2) 終講試験は、授業が体系的にまとまったとき、または科目終了時に行う。

(3) その他、校長が必要と認めたときに実施することができる。

(追試験)

第6条 追試験は、欠席理由が次の各号の一に該当して欠席した者に対して行う。

(1) 二親等以内の親族の死亡に伴う葬祭（忌引き）

(2) 本人の病気及び事故

(3) 非常災害及び交通事故

(4) その他校長がやむを得ないと認めた理由

- 2 病気、その他やむを得ない理由により、定期試験・終講試験を欠席する場合は、当該試験の開始前に、その旨を学校に連絡する。
- 3 追試験を受験する者は、理由を客観的に証明する書類を添え、別に定める追試験受験願書を提出し、受験料として1試験につき2,000円を納入しなければならない。
- 4 追試験の成績は、その得点の80%とする。

(再試験)

第7条 定期試験・終講試験が不合格になった者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受験する者は、別に定める再試験受験願書を提出し受験料として1試験につき2,000円を納入しなければならない。
- 3 再試験に合格した者の評価は60点とする。
- 4 再試験は1回を限度として受験することができる。

(試験の告示)

第8条 試験の科目及び日程に関しては試験日1ヶ月前に学生に告示する。

(成績の告知)

第9条 試験(本試験・再試験)の結果を1階の掲示板に告知する。また、保護者には1年次、2年次の成績結果を通知する。(3月～4月)
全科目(評価科目)の平均、順位は、事務室で閲覧できる。

(臨地実習の評価及び補習実習)

第10条 臨地実習の成績は、実習科目ごとに実習終了時に実習担当教員が評価し、認定する。

- 2 評価は学生の自己評価、実習指導者の意見、情報を参考にし、担当教員が実習評価に基づき行う。
- 3 臨地実習の評価は、A・B・C・Dとし、判定基準は下記のとおりとする。

評 価	合 格			不 合 格	
	A	B	C	D	
評 点 (100点満点中)	100～80	79～70	69～60	59～0	評価不能 (注)

(注) 評価不能とは、実習時間が5分の1を超えて欠席した場合

- 4 実習の単位取得は次の要件を満たしていなければならない。
 - 1) 各単位の实習において5分の4以上の出席
 - 2) 各単位の实習において60点以上の成績
- 5 次の各号に該当する場合は、補習実習を行う。
 - 1) 実習の評価が合格点に満たない場合。
 - 2) 科目別の実習時間が規定時間に満たない場合。
 - 3) その他校長が特に認めた場合。
- 6 補習実習の実施においては、原則として不合格及び実習時間が満たなかった科目に該当する実習施設・場所において、補習期間は欠席時間及び内容によって決定する。
- 7 忌引、病気、非常災害等により欠席した場合においても5 1)～3)を適用する。
- 8 補習実習を受ける場合は、補習実習願と実習費(1日につき500円)を納入する。

(卒業認定)

- 第 11 条 各科目の修了認定を受けた者に対して、教員会議の議決を経て校長が卒業の認定をする。ただし、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については原則として卒業を認めない。
- 2 校長は課程を修了した者に対して、卒業証書、並びに専門士(医療専門課程)の称号を授与する。